

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 5月の主な成立法令
3. 5月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事】

(1) 最判平成13年11月22日判時1775号41頁、金法1642号56頁、(最高裁平成10年(オ)989号、2001年12月28日8号6番で紹介済)

遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が、これを第三者に譲渡するなど、権利行使の確定的意思を有することを外部に表明したと認められる特段の事情がある場合を除き、債権者代位の目的とすることができない

(2) 最三判平成13年11月27日判タ1079号195頁(2001年12月28日8号10番で紹介済)

購入した土地に隠れた瑕疵があったと主張して、売主に対し瑕疵担保による損害賠償を請求した事案で、当該請求が瑕疵を発見してから1年以内(民法570条、566条3項所定の除斥期間内)であったが、売買契約及び土地引渡しから20年以上経過した後であったため、損害賠償請求権につき消滅時効の規定が適用されるか否かについて争点となり、消滅時効の規定の適用があると判断された事案。

(3) 最三判平成13年11月27日判タ1079号198頁(2001年12月28日8号11番で紹介済)

乳がんの手術にあたり、当時医療水準として確立していた胸筋温存乳房切除術を採用した医師が、未確立であった乳房温存療法を実施している医療機関も少なくなく、相当数の実施例があって、乳房温存療法を実施した医師の間では積極的な評価もされていること、当該患者の乳がんについて乳房温存療法の適用可能性のあること及び当該患者が乳房温存療法の自己への適用の有無、実施可能性について強い関心を有することを知っていたなどの事実関係の下においては、当該医師には、当該患者に対し、その乳がんについて乳房温存療法の適用可能性のあること及び乳房温存療法を実施している医療機関の名称や所在をその知る範囲で説明すべき診療契約上の義務がある。

(4) 最三判平成14年1月22日判時1776号54頁、金法1641号33頁

1 不動産工事の先取特権の対象となるべき不動産についての工事による増加額が、不動産競売手続における評価人の評価又はこれに基づく最低売却額の決定に反映されているか否かは、同先取特権の被担保債権が優先弁済を受けるべき実体的権利に影響を与えない。

2 評価人の評価又は最低競売価額の決定に工事の増加額が反映されていないとしても、先取特権を有する債権者は、工事の増加額につき、他の債権者に優先して配当を受けることができる。

(5) 東京高判平成14年3月5日金法1642号60頁

1 いわゆるサブリース契約にも借地借家法の適用はある。

2 転貸目的の建物賃貸借契約において、原賃貸借契約が終了しても原賃貸人が転貸人の地位を承継する合意が原賃貸借契約当事者間でなされているため、原賃貸借終了後も、転借人が建物の使用を従前どおり継続できる場合には、原賃貸人が賃借人兼転貸人に対して原賃貸借契約の解約を申し入れるときは、特別の事情のない限り、借地借家法28条の解約の正当事由が肯定される。

3 賃貸人の解約に借地借家法28条の正当事由があり、賃貸人が自由に賃貸借契約を解約することができる場合には、賃借人の同法32条による賃料減額請求に基づき裁判所が賃料減額判決をしても、賃貸人は賃貸借契約を解約して賃料減額の効果を免れることができるので、減額判決は、紛争を強制的に解決するという裁判の機能をもつことができず、裁判所が審理の手数と費用をかけることが無用のこととなるから、賃借人には、同法32条の賃料減額請求権を認めることはできない。

(6) 名古屋地判平成11年9月22日判タ1079号240頁

旅行会社が募集したワールドカップサッカーフランス大会「日本対アルゼンチン」の観戦旅行につき、旅行会社が入場券を手配できずに旅行契約が解除された場合において、旅行業者は入場券入手に関して手配業者等に対し確認・調査等を行いその結果に応じた旅行の主催と募集を行うべき義務を怠っており、顧客に対して債務不履行責任を負うが、顧客には代替する割安の旅行が提供されたこと等により損害が認められず顧客の旅行会社に対する損害賠償請求が棄却された事例。

(7) 名古屋地判平成13年7月10日判時1775号108頁(名古屋地裁平成12年(ワ)2760号)

ゴルフ場の営業譲渡当時、譲渡代金が確定されていなかったケースについて、営業譲渡が相当な対価を持ってされ、かつ、その営業譲渡代金をもって実際に弁済に充て、あるいは有用な物の購入資金に充て、そのものが現存しているときなどは、営業譲渡は詐害性を有しないといえたとしつつも、本件はそのような詐害性を有しない場合に該当するとはいえないとした事例。

【知財】

(8) 最一判平成14年4月25日 最高HP 平成13年(受)第952号 著作権侵害行為差止請求事件

公衆に提示することを目的としない家庭用テレビゲーム機に用いられる映画の著作物の複製物を公衆に譲渡する権利は、いったん適法に譲渡されたことにより、その目的を達成したのものとして消尽し、もはや著作権の効力は、当該複製物を公衆に再譲渡する行為には及ば

ないものと解すべきであるから、家庭用テレビゲーム機用ソフトウェアの中古品の公衆への譲渡は著作権侵害に当たらない。

(9) 東京高判平成14年4月30日 最高HP 平成13(行ケ)435号 商標権 行政訴訟事件
コンピュータのオペレーティングシステム(OS)である「Linux」の著名性が認められ、開発者であるリーナス・トーバルズが「Linux(リナックス)」商標を使用して業務活動を行っていても、第三者が「Linux」と同一の欧文文字とその日本語読みと認められる「リナックス」の片仮名文字より構成される本件商標を、その指定商品中の「印刷物」に使用した場合には、これに接する取引者・需要者は、直ちに周知・著名なOSの名称である「Linux」を想起し、本件商標を使用した商品がOSの「Linux」の開発者又は推進主体と組織的若しくは経済的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのごとく誤認し、その商品の出所について混同を生ずるおそれがあると、裁判所は判断した。

(10) 東京地判平成13年10月31日判時1776号101頁
商標法38条1項所定の「商標権者が侵害行為がなければ販売することができた」か否かについては、商標権者が侵害品と同一の商品を販売(第三者に実施させている場合も含む。以下同じ。)しているか否か、販売している場合、その販売の態様はどのようなものであったか、当該商標と商品の出所たる企業の営業上の信用等とどの程度結びついていたか等を総合的に勘案して判断すべきである。

(11) 京都地判平成14年4月17日 最高HP 平成12(ワ)16721号 特許権 民事訴訟事件
代表者個人の発明を会社名義で出願したものにつき、特許を受ける権利の譲渡に関して対価の授受なくして譲渡証書が作成されていても、東証マザーズ上場を実現するためには会社の資産として対外的に示すのに好都合であるとのアドバイスを信じたためであり、特許を受ける権利を譲渡するとの意思表示は、心裡留保(民法93条但書)により無効であり、また、虚偽表示としても無効であるとして、発明者が特許を受ける権利を有していることを確認した。

(12) 東京地判平成14年4月26日 最高HP 平成13(ワ)2887号 商標権 民事訴訟事件
アダルトサイトに自動的に転送するような使用を行っているドメイン名「goo.co.jp」について、JPドメイン名紛争処理方針に基づき本件ドメイン名の登録を、インターネットユーザーの間で著名な検索サイトに使用しているドメイン名「goo.ne.jp」を有する株式会社エヌ・ティ・ティ・アドに移転することを命じた工業所有権仲裁センターの裁定を不服とした事件。
被告サイトが著名になったのちに、被告サイトが著名になる以前から継続していた本件ドメイン名の使用態様を大きく変化させて、原告サイトを転送目的のみに使用し、転送先サイトであるアダルトサイトを運営する会社から、アクセス数に応じた利益の分配を受けるだけになっており、1日に3万件前後の多数にのぼる原告サイトへのアクセスのうち、アダルトサイトに転送される原告サイトをそれと認識してアクセスするユーザーはごく僅かであって、原告サイトにアクセスしたユーザーの大部分が被告サイトと誤認混同したか又は入力ミスをして誤って原告サイトにアクセスしたものと推認されるので、原告は、被告ドメイン名等と本件ドメイン名が類似していることを利用して、インターネットユーザーの誤認を利用することにより商業上の利得を得る意図をもって、本件ドメイン名を商業的目的に使用しているものと認めらるるとして、ドメイン名「goo.co.jp」を使用する権利の確認請求は棄却された。

【民事手続】

(13) 最三決平成13年12月7日判タ1080号91頁(2001年12月28日8号23番で紹介済)
本件文書提出命令の対象文書の所持者である株式会社整理回収機構は、本件金融機関の経営破綻により、その営業の全部を譲り受けたことに伴い、本件金融機関の貸付債権等に係る本件文書を所持するに至ったものであり、また、本件金融機関は、清算中であり、将来、貸付業務等を自らおこなうことはなく、さらに、株式会社整理回収機構については、本件文書の提出を命じられることにより、自由な意見の表明に支障を来しその自由な意思形成が阻害されるおそれがあるものとは考えられないから、本件貸出稟議書は、平成13年法第96号による改正前の民事訴訟法220条4号ハ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」には該当しない。

(14) 最三判平成14年1月22日判時1776号67頁
(現行民事訴訟法46条に相当する)旧民事訴訟法70条所定の参加的効力は、判決主文に含まれた訴訟物たる権利関係の存否についての判断だけではなく、その前提として判決の理由中でされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断にも及ぶが、この判決の理由中でされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断とは、判決の主文を導き出すために必要な主要事実に係る認定及び法律判断などをいうのであって、これに当たらない事実又は論点について示された認定や法律判断を含むものではない。

(15) 最二判 平成14年4月26日 最高HP 平成14年(許)第1号 担保取消決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件
仮執行宣言付判決に対する上訴に伴う強制執行の停止のために担保が立てられた場合において、債務者が破産宣告を受けたことの一事をもって、「担保の事由が消滅したこと」に該当するということとはできない

(16) 最三判平成14年1月22日金法1642号53頁
X外2名の提起した株主代表訴訟において、Xらが自白した事実を前提としてXらの請求が第1審で棄却され、Zが、控訴審の第1回口頭弁論期日後に商法268条2項に基づき当該訴訟に参加の申出をした本件において、Zは、X外2名の不適切な訴訟追行を是正するために参加の申出をしたものと解され、かつ、Zの参加の申出を許したとしても、相当期間にわたる審理が必要となるとも解されないから、Zの参加の申出は、不当に訴訟を遅延させるものとはいえず、商法268条2項ただし書には該当しないとされた事例。

(17) 福岡高決平成11年12月21日判タ1081号280頁

離婚調停の場で子供の面接交渉について合意し、離婚訴訟係属中もこれに従っていた夫婦の一方が、右合意に反して子供を他方に返さなかった場合において、右合意の拘束力は調停係属中に限らず存続しており、右合意の実行により築かれた夫婦間の信頼関係を著しく損なうものとして、子供の拘束に顕著な違法性があるとし、人身保護法に基づく子供の引渡を認めた事例。

(18) 東京高判平成13年1月31日判タ1080号220頁

訴えが、もっぱら相手方当事者を困惑させることを目的とし、あるいは訴訟が係属、審理されていること自体を社会的に誇示することにより、相手方当事者に対して有形・無形の不利益・負担若しくは打撃を与えることを目的として提起されたものであり、同訴訟を維持することが、民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠き、信義に反すると認められた場合には、当該訴えの提起は、訴権を濫用する不適法なものとして、却下を免れない。

(19) 東京高判平成13年10月30日判時1775号65頁(東京高裁平成10年(ネ)3378号)

競売手続における請求債権は、無剰余取消になるか否か、超過売却になるか否かの判断基準になるものであり、競売手続はこのような判断を経て段階を踏んで進行するものであるから、後に至って安易に請求権の拡張を許すと競売手続の迅速性、統一性が害され、手続の安定が阻害されることになるなどとして、債権者の申立てにより請求債権を一部に限定して競売開始決定がされた場合、後に請求債権を拡張することは許されないとした事例

(20) 横浜地判平成11年11月10日判タ1081号287頁

兄(A)名義で弟(Y)が電話サービス契約をし電話サービスを利用した上、料金を滞納したため、電話会社がAに対し支払督促した事例で、YがAになりすまし支払督促正本を受領し、Y自らが支払督促に対する異議申し立てをなし、簡易裁判所がこれを適法として受け付け、簡易裁判所の口頭弁論期日に、右サービスを利用しているのはYである旨陳述したため簡易裁判所が特段の手続をとることなく被告をAから「AことY」に変更した上で原告勝訴判決を言い渡したのに対し、Yが「AことY」として本件控訴を申し立てた事実関係において、控訴審が、簡易裁判所の適法性の認定は事後の裁判所を拘束せずその後の訴訟手続で異議の適法性を審査できるとする立場(積極説)をとり(反対説(消極説)は訴訟手続で異議の適否を審査できないとする)、さらに、不適法な異議申立を看過して訴訟に移行してきた事件については判決をもって異議を却下すべきとする立場(却下説)をとって(反対説(移送説)は簡易裁判所へいそうすべきとする)、本件について、Aに対する支払督促は有効に送達がなされたものとはいえず、このような不適法な送達を前提とし、しかも異議申立権限のないYによってなされた異議申立は不当であるとして、簡易裁判所で適法なものとして受け付けられた異議申立を判決で却下した事例。

(21) 東京地判平成12年9月7日判タ1080号226頁

本件訴訟は、原告が第8回及び第9回の弁論準備手続期日に連続して出頭せず、被告らも何らの申述をしなかったことにより、第9回弁論準備手続期日の終了をもって訴えが取り下げられたものとみなされたので、既に終了した。

(22) 大阪地決平成13年6月20日金法1641号40頁

再生債務者が、再生手続開始の申し立てをし、保全処分命令、監督命令がなされた直後から、繰り返し、民事再生法193条1項2号に該当する借入行為、弁済行為を行った場合に、再生債務者の義務違反の程度は重いとして、再生手続を廃止した事例。

(23) 東京地判平成13年7月26日金法1641号36頁

債権差押命令による差押えの及んでいない債権につき、第三債務者が、差押えの効力が及んでいることを前提とした誤った陳述をしたとしても、民事執行法147条2項の損害賠償責任を負わないとされた事例。

(24) 大阪地判平成13年10月11日金法1640号39頁

集合債権譲渡予約形式であっても、その実質が集合債権譲渡契約ないし通常の債権譲渡契約と同視することができ、あえて集合債権譲渡予約の形式を選択したのが否認制度の潜脱を目的とする場合においては、法的整理段階における否認制度との関係では、その集合債権譲渡契約又は通常の債権譲渡契約と同視し、その効力の発生時点を譲渡対象債権の特定された当初予約契約が締結されたとき、またはその後に対象債権が特定されたときと解するのが相当であり、その時点で、集合債権に対する民事再生法129条1項所定の「権利の移転」があったことができる。

【公法】

(25) 最一判平成14年4月25日 最高HP 平成11年(受)第743号 債務不存在確認請求事件

阪神・淡路大震災により被災した兵庫県司法書士会に復興支援金を寄付するために特別に負担金を徴収する旨の群馬司法書士会の総会決議は、同会がいわゆる強制加入団体であることを考慮しても、本件負担金の徴収は、会員の政治的又は宗教的立場や思想信条の自由を害するものではなく、また、本件負担金の額も、登記申請事件1件につき、その平均報酬約2万1000円の0.2%強に当たる50円であり、これを3年間の範囲で徴収するというものであって、会員に社会通念上過大な負担を課するものではないのであるから、本件負担金の徴収について、公序良俗に反するなど会員の協力義務を否定すべき特段の事情があるとは認められず、決議の効力は同会の会員に及ぶものというべきである。

(26) 大阪地判平成12年10月6日判タ1079号212頁

1 相続税の物納について、物納不適格財産であることが明らかな場合、特段の事情なき限り、税務署長は、物納申請の却下処分をなすことを猶予すべき義務を負わないとして、遺産分割協議が成立するのを待たずに物納申請を却下した処分が適法とされた事例。
2 相続税の物納申請に対し税務署長が当該申請を却下処分する場合に、処分に先立って物納財産変更要求処分(相続税法42条2項但書)を行うかどうかは税務署長等の裁量権に委ねられている。

【刑事法】

(27) 最二決平成13年12月7日判時1776号165頁(2001年12月28日8号32番で紹介済)
少年の保護事件に係る補償に関する法律5条1項の補償に関する決定に対しては、上訴を認める規定が置かれていないが、この決定は家庭裁判所が職権により補償の要否及び内容について判断するものであり、刑事補償法上の裁判とは性質を異にするから、刑事補償法の趣旨を準用ないし類推適用して抗告をすることは許されない。

(28) 富山地判平成13年4月19日判タ1081号291頁

被告人が、自分の交際相手の男性が以前交際していた女性(被害者)に思いをよせているものと思ひこみ、平成8年11月ころから約3年半にわたり、合計1万回以上、被害者の居住先やその実家に無言電話や被害者を脅迫・誹謗中傷するなどの嫌がらせ電話をかけ続けて被害者に対する外傷後ストレス障害(PTSD)を負わせたとして、被告人の行為に傷害罪の成立を認めた事例。

【社会法】

(29) 東京高判平成13年9月25日判タ1079号310頁

業務起因性について、当該業務が疾病等の発症に何らかの寄与をしているというだけでは足りず、当該業務が当該疾病等の発症に対して唯一ないし最大の原因である必要はないが、他の原因と比較しても相対的に有力な原因となっていると認められることが必要であり、かつ、それで足りるものと解されるとの判断基準を示し、航空会社の客室乗務員に発生した腰痛及び頸肩腕障害(頸肩腕症候群)が業務に起因するものと認めて、療養補償給付等の不支給処分を取り消した事例。

(30) 東京地判平成12年4月27日判タ1079号221頁

労働基準法32条の2に定める1ヶ月単位の変形労働時間制における勤務指定後の勤務変更の可否について、就業規則にいったん特定された労働時間の変更に関する条項を置き、当該条項に基づき労働時間を変更することが同条の「特定」の要件に欠けるということはできないが、就業規則の変更条項は、労働者からみてどのような場合に変更が行われるのかを予測することが可能な程度に変更事由を具体的に定めることが必要であるとして、被告会社の就業規則の変更規定がこれを充足しないことを理由に同社が原告ら(被告会社の従業員)に対してなした勤務指定を変更する旨の命令が違法無効と判断された事例。

【諸法】

(31) 最三判平成14年1月22日判時1776号58頁

寺院墓地を経営する宗教法人は、墓地使用权者が宗派を離脱した上、当該宗派と異なる宗教方式の墓石を設置することを、拒むことができる。

(32) 東地判平成11年6月29日判タ1081号220頁

弁護士報酬について、受任事件の経済的利益の算定方法及びその総額が200億円を超える場合の相当報酬額の算定をした事例(原告所属弁護士会の報酬規程では経済的利益の価額が高額になるにしたがい料率を逡減するが、1億円を超える部分については一律3%と定められているところ、本件では、1億円を超える部分についても料率を逡減することが予想されているとして、1億円を超え10億円以下の部分について3%、10億円を超え30億円以下の部分について2%、30億円を超える部分については1%と解するのが相当として、本件の弁護士報酬額を算定した事例)。

2. 5月の主な成立法令一覧

種類 提出回次 番号
議案件名

・参法 154 10

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

・ ・ ・ 迷惑メール防止のための法律。改善命令や罰則規定が盛り込まれている。

・閣法 154 13

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改める法律。

・閣法 154 20

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

・ ・ ・ 雇用率制度における除外率制度及び子会社の特例の見直しを図る法律。

・閣法 154 32

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律

・ ・ ・ 通信端末機器等の国外適合性評価事業の認定必要事項及び電気用品安全法の特例を定める法律。

・閣法 154 33

電波法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 無線局の情報の提供制度を拡充し、電波の利用状況を調査し評価するための法律

・閣法 154 49

消防法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 消防機関による立入検査及び措置命令規定の整備、罰則の引上げ、定期点検報告制度、非難施設管理義務等に関する法律

- ・閣法 154 51
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律
・・・共済給付金の給付の水準を引き下げる法律。
- ・閣法 154 52
司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律
・・・司法書士が簡易裁判所の事件に関し、訴訟代理等を行うことができるようにする法律。また、資格試験制度、懲戒手続等の諸規定の見直しに関する法律。
- ・閣法 154 55
障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律
・・・船員、獣医師、通訳等に関する諸法に定められた障害者に係る欠格事由を適正化する法律。
- ・閣法 154 60
金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律
・・・テロリズムや組織犯罪に対する資金供与の防止に関する国際条約への実効力を明文化した国内法。
- ・閣法 154 62
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律
・・・外国為替等に関して、テロリズム等に対し資金供与の防止するため、金融機関等に本人確認を義務付ける法律。
- ・閣法 154 63
独立行政法人造幣局法
・・・独立行政法人造幣局の名称、業務範囲等に関する事項や違反行為に対する罰則を定めた法律。
- ・閣法 154 64
独立行政法人国立印刷局法
・・・独立行政法人国立印刷局の名称、業務範囲等に関する事項や違反行為に対する罰則を定めた法律。
- ・閣法 154 65
貨幣回収準備資金に関する法律
・・・政府による貨幣の発行、引換え、回収を円滑な実施するため、一般会計に貨幣回収準備資金を繰り入れる法律。
- ・閣法 154 82
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律
・・・中小企業の退職金額の算定方法について見直しを図り、理事の業務運用に係る忠実義務を定めた法律。

3.5月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・相澤 哲・杉浦正典編著 商事法務研究会 315頁 ¥3600
一問一答中間法人法
- ・企業再生ネットフォーラム編 商事法務研究会 359頁 ¥4200
企業再生の法律・会計 「私的整理に関するガイドライン」
- ・境井孝行 大学教育出版 210頁 ¥2200
国際消費者運動 国際関係のフロンティア
- ・TMI総合法律事務所編 青林書院 508頁 ¥4300
青林法律相談20 著作権法の法律相談 ・・・★
- ・鈴木加人 成文堂 322頁 ¥5000
愛媛大学法学会叢書 9 独占及び取引制限規定の研究
- ・河本一郎・岸田雅雄・森田 章ほか 青林書院 315頁 ¥3400
日本の会社法 [新訂第5版]
- ・大阪弁護士会知的財産法実務研究会編 商事法務研究会 472頁 ¥4300
別冊NBL68 不正競争防止法における商品形態の模倣
- ・吉田光碩 法律文化社 170頁 ¥2200
エッセンシャル企業法務
- ・谷口安平・山本克己・中西 正編 法律文化社 390頁 ¥3000
現代法双書 新現代倒産法入門
- ・田山輝明 成文堂 378頁 ¥2500

続・成年後見法制の研究

・西賢 晃洋書房 228頁 ¥2900
比較国際私法の動向

・井上治典・佐上義和ほか編 法律文化社 410頁 ¥3400
NJ叢書 民事救済手続法 [第2版]

・梅本吉彦 信山社出版 1072頁 ¥5900
民事訴訟法

4. 5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・齋藤正彰 信山社出版 464頁 ¥10500
国法体系における憲法と条約

・川本哲郎 成文堂 226頁 ¥4500
精神医療と犯罪者処遇

・日本労働法学会編 法律文化社 190頁 ¥2500
解雇法制の再検討 日本労働法学会誌 99号

・福本みちよ 酒井書店 140頁 ¥1600
教育法規の要点 [第2版]

・W.F.エブケ/山内惟介編訳 中央大学出版部 224頁 ¥2700
日本比較法研究所翻訳叢書 48 経済統合・国際企業法・法の調整

・石塚伸一・大山弘・渡辺修 法律文化社 250頁 ¥2200
HBB 刑事法を考える

・浦部法穂・大久保史郎・森英樹 法律文化社 344頁 ¥2900
NJ叢書 現代憲法講義 1 講義編 [第3版]

・大熊義和編 法律文化社 340頁 ¥3200
憲法I 総論・統治機構

・後藤光男編著 成文堂 230頁 ¥2000
憲法と行政救済法

・中村直美・岩岡中正編 成文堂 358頁 ¥6000
熊本大学法学会叢書 5 時代転換期の法と政策

・阿部和光・石橋敏郎編著 嵯峨野書院 311頁 ¥2800
市民社会と社会保障法

・日本社会保障法学会編 法律文化社 248頁 ¥3500
社会保障法 第17号

・西谷敏・笹倉秀夫編 法律文化社 300頁 ¥2600
現代法双書 新現代法学入門

・山中永之佑編 法律文化社 380頁 ¥3600
新・日本近代法論

・関哲夫 酒井書店 390頁 ¥3800
要説 行政法 [第3版]

・サラ=バーズ著/日本情報倫理協会編 ピアソン・エデュケーション 344頁 ¥2800
IT社会の法と倫理・・・★

5. 発刊書籍

・青林法律相談20 著作権法の法律相談
著作権に関する法律問題をQ&A形式でまとめている。デジタル・コンテンツにおける著作権問題等、最新の論点や判例が多数紹介されており、同法に関する時事的な問題を学ぶ上でも有用である。章立てが逐条的になるように工夫されており、該当条文に関する問題点の頁だけを選択して読むのにも適している。

・IT社会の法と倫理
本書は、現代米国のコンピューター社会において、実際に起こっている問題や起きつつある問題、将来起こりうる問題を、それぞれ憲法に係わる問題(プライバシーや表現の問題等)、知的財産権、コンピューター犯罪、労働問題など多岐に渡って論じている。取り上げている問題点、法律及び法解釈、判例等はすべて同国のものであるが、我が国においても今後十分に起りうる問題であるため、実用的と言える。

本書全体の流れでもあるが、終章において、コンピューター社会の専門家が持つべき倫理観について示唆している点が大変興味深い。

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。

☆配信停止をご希望の方へ
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
